

## オフセットの考え方と手法について

### 1. オフセット量の算定について

オフセット量の算定については、様々な考え方があるが、食品偽装のように返品を行った場合に予測される費用として算定する方法や代替の原料（この場合バージンパルプ）を利用したことによって生じた環境負荷の修復、本来偽装を行わなかった場合に生じる費用との価格差に基づき算定する方法などが考えられる。以下に、その算定方法を例示する。

なお、以下の考え方においては、評価の簡便性のため貨幣換算しているが、植林などは直接面積として評価することも可能と考えられる。

#### (1) 契約金額の全面返却を求める場合

偽装製品すべての契約金額の返却を要求する場合は、以下のとおり。

$$\sum (\text{偽装製品量} \times \text{当該製品単価})$$

※偽装製品量：各社に対する再調査結果による

上質紙 115～129 千円/ト、PPC 用紙 131～151 千円/ト（2007 年 9 月、日経市況）

#### (2) 偽装された古紙パルプ配合率に応じた返却を求める場合

偽装製品の公称と実態の古紙パルプ配合率の差に応じて、契約金額の返却を要求する場合は、以下のとおり。

$$\sum \{(\text{偽装製品量} \times \text{当該製品単価}) \times (\text{公称配合率} - \text{実態配合率})\}$$

#### (3) 過去の利益から偽装の状況に応じて返却を求める

例えば、営業利益の〇%など。

$$\text{営業利益} \times \text{返却率}$$

※各社の有価証券報告書等による（開示書類に関する電子開示システム（EDINET）など）

#### (4) 偽装によって生じたバージンパルプの配合によって伐採された森林の再植林の費用として算出する場合

偽装製品の公称と実態の古紙パルプ配合率の差に応じて、バージンパルプを生産するために必要となった原木の伐採と同等の再植林を行うための費用の返却を要求する場合は、以下のとおり。

$$\sum \{ \text{生産量} \times (\text{公称配合率} - \text{実態配合率}) \times \text{パルプ材換算量} \times \text{植林生産量} \times \text{年間維持費用} \}$$

※パルプ材換算量：2.89m<sup>3</sup>/トン（紙・パルプ・プラスチック・ゴム製品統計年報）

植林生産量：ユーカリ年間生産量 20～22m<sup>3</sup>/ha（王子製紙資料）、15～30m<sup>3</sup>/ha（日本製紙資料）

年間維持費用：森林施業の除・間伐に係る標準単価 15～35（万円/ha）程度

#### (5) 本来生産すべき製品の価格と偽装製品との価格差から算出する場合

偽装製品の公称と実態の古紙パルプ配合率の差に応じて、本来生産すべき製品の製造に要すると見込まれる費用との差額の返却を要求する場合は、以下のとおり。

$$\sum \{ (\text{生産量} \times (\text{公称配合率} - \text{実態配合率}) \times (\text{輸出古紙単価} - \text{国内古紙単価}) \}$$

※輸出新聞古紙 20 千円/トン、国内新聞古紙 15～16 千円/トン（2007 年 12 月、首都圏問屋店頭渡）

## 2. オフセットの手法について

オフセットの手法は、消費者の期待に近い環境配慮の方法を中心にすることが望ましいものと想定される。

古紙利用の促進によって期待される効果としては、不必要な森林資源の利用の抑制や古紙利用の促進による循環型社会の形成推進等の効果が期待される。このため、以下のような手法が考えられる。

### (1) 植林の実施

日本製紙連合会の植林目標面積を超え、さらに植林事業を推進している部分と今後の実施分について評価

### (2) 国内森林の保全

国内において森林保全が進展していない地域の支援、積極的な間伐材や低質材の受け入れを行い、通常のバージンパルプとの価格差をオフセット量と見なし評価

### **(3) 古紙回収の促進支援**

古紙価格の上昇により、古紙問屋や地方公共団体は古紙の販売益により事業を実施していける環境になっているが、一般家庭からの適切な分別などを普及啓発している NGO などは非常に少ない資金で活動をしており、そうした民間団体のパンフレットの作成などの活動支援に係る費用をオフセットと見なし評価

### **(4) CDM 等**